

<p>(報酬の種類)</p> <p>第32条 消防団員の報酬は、別に定めのあるもののほか、次のものを支給する。</p> <p>(1) <u>年額報酬</u></p> <p><u>(2)</u> 出動報酬</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬の種類)</p> <p>第32条 消防団員の報酬は、別に定めのあるもののほか、次のものを支給する。</p> <p>(1) <u>年報酬</u></p> <p><u>(2)</u> <u>年末警戒報酬</u></p> <p><u>(3)</u> 出動報酬</p> <p>2 (略)</p>
--	---

別表第1を次のように改める。

別表第1

消防団員報酬支給額表

1 年額報酬（年額）

区分	支給額
団長	164,800円
副団長	126,400円
分団長	95,100円
副分団長	51,200円
部長	42,100円
班長	37,900円
団員	36,500円
支援団員	1,500円

- 備考 1 半期ごとに支給する。ただし、支援団員は、一括で支給する。
- 2 新たに消防団員となったときにあつては消防団員となった月から、退職し、死亡し、免職され、又は降職されたときにあつては当該事由が生じた月の前月まで、月割計算により算出した額を支給する。
- 3 昇任したときにあつては、昇任した月から月割計算により算出した額と昇任した月の前月まで月割計算により算出した額を合わせた額を支給する。
- 4 備考2及び備考3の月割計算においては、1か月当たりの支給額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 出動報酬（消防団員1人につき、出動1日当たりの額）

区分		支給額
災害出動	6時間以上	8,000円
	4時間以上6時間未満	6,000円
	4時間未満	4,000円
訓練警戒出動	2時間以上	3,500円
	2時間未満	2,000円
搜索出動	6時間以上	8,000円
	4時間以上6時間未満	6,000円
	4時間未満	4,000円
その他団長の命による出動		2,000円

備考 半期ごとに支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八幡浜市消防団条例（次項において「新条例」という。）別表第1中1の項の規定は、令和4年度分以後の年額報酬について適用し、令和3年度分までの年額報酬については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1中2の項の規定は、この条例の施行の日以後にサービスを開始した出動に係る出動報酬について適用し、同日前にサービスを開始した出動に係る出動報酬については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員の報酬を見直すことにより、処遇を改善するため。

